

桐 生 市 長

荒 木 恵 司 様

ケアラー（家族等介護者）に関する提言書

桐生市議会教育民生委員会

はじめに

学業や仕事の傍ら障害や病気のある家族のケアをしている子供や若者のことを指すヤングケアラーが社会的な問題となっている。厚生労働省では、令和3年3月に「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」を立ち上げ、支援を必要としているヤングケアラーを早期に発見し、必要な支援につなげる方策について検討を行っている。厚生労働省が実施したヤングケアラーに関する実態調査によると、小学6年生の約15人に1人に当たる6.5%、中学生で約17人に1人(5.7%)、高校生で約24人に1人(4.1%)が「世話をしている家族がいる」と回答したことが明らかとなった。ヤングケアラーの問題は決して特殊な家庭の問題ではなく、家事のお手伝い、弟・妹の世話、三世帯同居の場合にはおじいちゃん・おばあちゃんのお世話などの延長線上に存在するものであり、多くの場合、世間一般からは「えらいね」と褒められる行いである。しかしながら、介護制度や福祉制度を適切に用いていない家庭では、子供が本来する必要のない「お手伝い」を強いられており、勉強や遊び、睡眠の時間が奪われている子供が存在するという現実が突きつけられている。桐生市においても例外ではなく、ヤングケアラーは必ず存在するという認識に立ち、早急な施策の実施が必要である。

また、子供が親を介護するのとは逆に、80代の親がケアラーとなり、引きこもっている50代の子供の生活を支えている状況を指す8050問題も解決すべき問題である。内閣府の実施した「生活状況に関する調査(平成30年度)」によると、40歳から64歳までの引きこもりが全国に約61万人いるとの推測がされており、桐生市においても一定数の中高年の引きこもりが存在することが考えられる。中高年の引きこもりは、家庭における収入の柱が80代などの高齢者であることから経済的に逼迫しやすく、また親に医療・介護が必要となった場合や親が死去した場合などにおいて、社会から隔絶された家族が適切な支援を受けられない恐れもあることから、そのような状況に陥ってしまう前の支援が必要である。

ヤングケアラーや8050問題に代表されるケアラー(家族等介護者)は家庭内の存在であり、周囲からはなかなか発見することができないが、桐生市にも一定数が確実に存在している。特にヤングケアラーの問題の可視化には、本人や周囲が自覚していない場合も想定され、実態把握が急務である。ヤングケアラーは子供に「過度なお手伝い」をさせているという問題ではなく、「労働」を強いているという観点で、たとえ当事者にとっておせっかいでも周囲が支援の手を差し伸べることが重要であり、ヤングケアラー問題について市民の認知度を上げていくことがその第一歩であると言える。加えて、ヤングケアラーは18歳以下と定義されているが、ケアラーは年齢で線引きすることが難しいことから、年齢等で区分されることのない切れ

目のない支援の構築が肝要である。よって、本提言書におけるヤングケアラーの表現の中には、18歳以上の若者ケアラーも含むものとする。

ヤングケアラーや8050問題に代表されるケアラー問題は桐生市にも必ず存在するものであり、救えるはずのケアラーに手を差し伸べることこそが自治体の役割であると考え、本委員会として行政視察や有識者の意見も参考にしながら協議を重ねてきた。

本提言書が、本市のケアラー問題を解決するための一助となればと考えるものである。

令和4年9月15日

桐生市議会教育民生委員会

委員長	久保田	裕一
副委員長	丹羽	孝志
委員	渡辺	恒
委員	人見	武男
委員	辻	正男
委員	佐藤	光好
委員	河原井	始

ケアラー（家族等介護者）に関する提言

1. 実態調査について

ヤングケアラー（18歳以上の若者ケアラーも含む）や8050問題に代表されるケアラーは家庭内の存在であり、周囲からはなかなか発見することができない。特にヤングケアラーは本人や家族、周囲が自覚することなく、介護制度や福祉制度を適切に用いることができれば本来子供がする必要がない「お手伝い」を強いられ、勉強や遊びの時間が奪われてしまっている可能性が考えられる。ヤングケアラーかどうかを直接子供に問うことは難しいことも想定されることから、「どのようなお手伝い」を「どのくらいの時間」しているかなどの具体的な設問を用いたうえで、小学校・中学校・高等学校の児童・生徒に直接アンケート調査等を実施するなど、ケアラーの実態把握に向けて必要な施策を講じるものとする。

2. 専門窓口の設置について

現在、桐生市にはヤングケアラーや8050問題に代表されるケアラーの専門窓口は設置されていない。ケアラーと自覚されている方やその家族等が相談しやすい環境を作り、相談者に寄り添った適切な支援に繋げることにより、問題が深刻化することを未然に防ぐことが必要である。以上を踏まえ、ケアラー専門窓口の設置に向けて必要な施策を講じるものとする。

3. 周知啓発について

ヤングケアラー問題が注目されるようになってからまだ2年ほどであり、また8050問題も定義されてから約10年と期間が浅く、未だに世間的な認知度が高いとは言えない状況である。特にヤングケアラーにおいては本人や周囲が自覚していない場合も想定されることから、ケアラー問題の解決に向けて市民に正しい知識を身に付けてもらうための周知啓発を図るものとする。

4. 連絡会議の開催について

ヤングケアラーや8050問題に代表されるケアラーの周知啓発及び支援体制の構築に向けては、関係部局の連携が不可欠であるとともに、学校などの教育機関や保育施設、民生委員・児童委員や地域包括支援センターなどの関係機関との情報連携も重要である。ケアラーの支援体制構築実現に向けての分野横断的な連絡体制を構築することを目的とした関係部局及び関係機関との連絡会議の設置に向けて、必要な施策を講じるものとする。

5. 支援体制構築について

ヤングケアラーにおいては、従来の介護制度や福祉制度を適切に用いることができれば本来やる必要がない「お手伝い」を強いられ、勉強や遊びの時間が奪われているケースも存在することから、実態を把握したうえで適切な支援に結び付けていくことが必要である。また、8050問題においては引きこもり支援に対する精神的なケアや就労支援など、家庭の状況を把握したうえでの伴走型支援が求められる。それぞれのケースによって福祉・介護制度に当てはまらない世帯が存在することも想定されることから、先進自治体の取り組みを参考にし、桐生市においても訪問支援等の支援策の創設も含めたケアラーへの支援体制の構築が必要である。以上を踏まえ、ケアラーに対する支援についての具体策を検討し、必要な施策を講じるものとする。